

議案第 1 1 号

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の
制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 2 日提出

清水町長 阿 部 一 男

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和31年清水町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表1中「

| | | | |
|-------------|----|------------|--|
| 教育指導幹 | 月額 | 200,000円以内 | |
| 担い手コーディネーター | 月額 | 200,000円以内 | |

」を「

| | | | |
|-------------|----|------------|--|
| 担い手コーディネーター | 月額 | 200,000円以内 | |
|-------------|----|------------|--|

」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。